

議案第 37 号

四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 団体の所在地 四万十町浦越 108 番地
2. 団体の名称 浦越地区
3. 指定期間 自：平成 28 年 4 月 1 日
至：平成 33 年 3 月 31 日